

## 白山市上下水道料金検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における水道事業及び下水道事業の健全な運営を図るため、白山市上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、本市における水道事業及び下水道事業の公平で適正な料金体系について審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 白山市町会連合会理事
- (3) 関係団体を代表する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が終了する日までの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部企業総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。